

平成 28 年度のレセプト情報・特定健診等情報の提供に関する  
日程等について

1 概要

厚生労働省が保有するレセプト情報・特定健診等情報（以下「レセプト情報等」という。）については、「レセプト情報・特定健診等情報の提供に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に基づき、公益性の高い学術研究に対して「特別抽出データ」、「サンプリングデータセット」、「基本データセット」、「集計表情報」の提供を行うこととしております。

（参考）

（１）特別抽出データとは

レセプト情報等から申出者の要望にあわせて抽出したデータ

（２）サンプリングデータセットとは

レセプト情報等から予め一定程度の件数を抽出し、さらに安全性に配慮した工夫を加えたデータ（探索的な研究のニーズ対応、詳細は別添 1 参照）

（３）基本データセットとは

入院、外来、疾患別など目的に合わせて年度ごとに紐付けが可能

（注）平成 28 年度内に本格運用を目指しております。詳細が決まりましたらホームページでお知らせいたします。

（参考）

<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12401000-Hokenkyoku-Soumuka/0000117367.pdf>

（４）集計表情報とは

レセプト情報等について、提供依頼申出者の申し出に従い、一定の集計を加えたうえで、集計表情報として提供するもの。

2 申出応募資格

ガイドラインの中で提供依頼申出者の範囲として規定されている方で、次の（１）から（２）に該当する方が対象となります。

なお、レセプト情報等の提供を申し出る場合は、ガイドラインやレセプト情報の取扱いについて、理解を深めていただくため、厚生労働省ホームページに掲載の申し出に当たっての説明ビデオを視聴することが必須となります。

（レセプト情報等の提供に関する説明会）

<http://www.youtube.com/playlist?list=PLMG33RKISnWjiXXj6lpX7t5FbsPcjeD1b>

(1) 次の①から⑦のいずれかの機関・団体に常勤の職員として所属されている方であって、かつ実際にご自分でレセプト情報等を用いた学術研究を行う予定の方

- ① 国の行政機関
- ② 都道府県
- ③ 市町村（指定都市を含む）及び特別区
- ④ 研究開発独立行政法人等
- ⑤ 大学（大学院を含む）
- ⑥ 医療保険者の中央団体
- ⑦ 医療サービスの質の向上等をその設立趣旨に含む公益法人等

(2) レセプト情報等を利用した学術研究の費用の全部又は一部を国の行政機関や研究開発独立行政法人等から補助等がされている方（補助等の申請中又は申請予定の方も含む。）

### 3 日程

(1) 申出書受付

受付期間：平成28年4月1日から平成29年3月31日

(2) 事前相談

レセプト情報等の提供を申し出される方は、相談窓口を設置しておりますので事前にガイドラインをお読みいただき、ご不明な点をご相談のうえ申出書及び必要書類の準備を進めてください。

なお、これまでの受付において、書類の不備等が散見されておりますので事前に相談していただくようお願いいたします。

#### ①相談内容

ガイドラインに基づき提供依頼申出書を作成する際の

- ✓ 形式的な要件の確認
- ✓ 添付書類等の必要書類の確認

等を主な内容とします。

#### ②相談方法

原則として、申出にあたっての必要書類をすべて作成・用意していただき、別添2事前相談様式と共にメールにより次のレセプト情報等第三者提供事務局のアドレスまでご提出下さい。印鑑等の押印は必要ありません。

なお、質問事項がある場合は別添2事前相談様式に記載して下さい。

○レセプト情報等第三者提供事務局（窓口）

メール：[suisin@mhlw.go.jp](mailto:suisin@mhlw.go.jp)

事務局：厚生労働省保険局医療介護連携政策課保険システム高度化推進室

電話：03-5253-1111（内線3269・3267）

（3）申出書類の提出

提供依頼申出を希望される方は、上記（2）事前相談を踏まえ必要書類の確認を行ったうえで、申出書及び添付書類の原本を申出審査の日程を考慮のうえ送付先へ提出して下さい。

〈送付先〉

〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省保険局医療介護連携政策課 保険システム高度化推進室

レセプト情報等第三者提供事務局 宛

（注）（2）②相談方法、（3）申出書類の提出については、事務処理を円滑に行うため、平成28年4月中旬からレセプト情報等の提供に関する業務の一部を業務委託する予定ですので、相談窓口、送付先が変更になる場合がございますのでご注意ください。変更の場合、ホームページにて周知いたします。

4 申出書審査

申出審査は、6月、9月、12月、3月の4回を予定しています。

（1）平成28年6月審査

平成28年4月28日（木）までに受付けた申出書は、平成28年6月に開催予定の「レセプト情報等の提供に関する有識者会議審査分科会」（以下、審査分科会）という）において審査を行う予定です。

なお、承諾・不承諾通知については、平成28年7月下旬頃に各申出者に送付する予定です。

（2）平成28年9月審査

平成28年7月22日（金）までに受付けた申出書は、平成28年9月に開催予定の審査分科会において審査を行う予定です。

なお、承諾・不承諾通知については、平成28年10月下旬頃に各申出者に送付する予定です。

(3) 平成28年12月審査

平成28年10月21日(金)までに受付けた申出書は、平成28年12月開催予定の審査分科会において審査を行う予定です。

なお、承諾・不承諾通知については、平成29年1月下旬頃に各申出者に送付する予定です。

(4) 平成29年3月審査

平成29年1月27日(金)までに受付けた申出書は、平成29年3月開催予定の審査分科会において審査を行う予定です。

なお、承諾・不承諾通知については、平成29年4月下旬頃に各申出者に送付する予定です。

(注) 今後の動向により審査日程は変更になる場合があります。変更の場合、ホームページにて周知いたします。

## 5 その他

(1) 第三者提供にかかる承諾後のレセプト情報等の提供については、医療費適正化等の施策に関するデータ抽出等を優先させていただく場合があります。

レセプト情報等の提供までに時間を要する場合がありますのであらかじめご承知おき下さい。

(2) レセプト情報・特定健診等情報の提供に関するガイドライン及び申出書様式並びに平成28年度レセプト情報・特定健診等情報の提供に関する日程等はこちらをご参照ください。

■レセプト情報・特定健診等情報提供に関するホームページ

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryuhoken/reseputo/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuhoken/reseputo/index.html)